

国土審議会第二回首都圏整備分科会議事録

(平成 13 年 10 月 29 日開催)

国土審議会 第二回首都圏整備分科会 議事次第

日時：平成 13 年 10 月 29 日（月） 15:00～17:00

場所：国土交通省 4 階特別会議室(中央合同庁舎第 3 号館)

- 1 開会
- 2 特別委員 紹介
- 3 諮問書 手交
- 4 国土交通事務次官 挨拶
- 5 議事
 - (1) 諮問について
 - (2) 工業等制限制度を取りまく現状と課題について
 - (3) 今後の審議の進め方について
 - (4) その他
- 6 閉会

【 配付資料 】

- 資料 1 国土審議会首都圏整備分科会委員名簿
- 資料 2 諮問書
- 資料 3 首都圏整備分科会への付託について
- 資料 4 工業等制限制度を取りまく現状と課題について

出席者

国土審議会首都圏整備分科会委員

1 国会議員

石川 要三	衆議院議員
亀井 善之	衆議院議員
末松 義規	衆議院議員
藤井 俊男	参議院議員

2 学識経験を有する者

安藝 哲郎	東急不動産(株)取締役会長
(代理 中村 元宣	取締役経営計企画統括部長)
黒川 洸	(財)計量計画研究所理事長
河野 栄子	(株)リクルート代表取締役社長
杉岡 浩	(財)道路サービス機構理事長
西村 正雄	(株)日本興業銀行取締役頭取
(代理 伊藤 薫	産業調査部長)
マリ・クリスティーン	異文化コミュニケーター
南 直哉	東京電力(株)取締役社長
(代理 吉越 洋	取締役兼建設部長)
宮本 春樹	空港施設(株)代表取締役社長

3 関係地方公共団体の長

小寺 弘之	首都圏整備促進協議会会長(群馬県知事)
(代理 島 一哉	群馬県地域整備課長)

国土交通省

小幡 政人	事務次官
澤井 英一	都市・地域整備局長
榎本 晶夫	大臣官房審議官
林 由紀夫	大臣官房審議官
清水 隆博	都市・地域整備局企画課長
山本 俊一	大臣官房参事官
与田 俊和	国土計画局大都市圏計画課長

開 会

清水企画課長 お待たせいたしました。

国土審議会首都圏整備分科会の委員及び特別委員総数 19 名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第 2 回首都圏分科会を開会いたします。

本日は、御多忙のところ、首都圏整備分科会に御出席いただき、まことにありがとうございます。私、本日の事務局を担当いたします国土交通省都市・地域整備局企画課長の清水でございます。よろしく願いいたします。

新委員の紹介

清水企画課長 最初に、首都圏整備分科会の特別委員に新たに御就任いただきました方を御紹介いたします。

参議院議員・藤井俊男委員でございます。

藤井委員 藤井俊男でございます。どうぞよろしく……。

清水企画課長 なお、本日は御出席いただけませんでした。参議院議員・佐藤泰三委員に新たに御就任いただいております。

ここからの進行は杉岡分科会長にお願いいたしたいと存じます。杉岡会長、よろしくお願いいたします。

杉岡分科会長 きょうはよろしくお願いします。

諮問書手交

杉岡分科会長 早速ですが、国土交通大臣から国土審議会に対しまして新たな諮問があると伺いをいたしております。

初めに、諮問書をお受け取りいたしたいと存じます。

〔諮問書手交〕

杉岡分科会長 ただいま諮問書をお受け取りしました。

当諮問事項につきましては、国土審議会長から当分科会に対しまして付託をされておりますので、これから御審議を行うものでございます。

国土交通事務次官あいさつ

杉岡分科会長 ここで、国土交通事務次官からごあいさつをお願いします。

小幡事務次官 国土交通事務次官の小幡でございます。国土審議会の第 2 回首都圏整備分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日は本当に御多忙のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、首都圏の整備につきまして、日ごろより並々ならぬ御理解と御協力を賜っておりまして、厚く御礼申し上げます。

首都圏における工業等制限制度は、首都圏整備法に基づきまして、既成市街地への産業、人口の過度の集中を防止することを目的として昭和 34 年に制定されたものでございます。現在、東京都区部や横浜市などの大都市中心部を工業等制限区域に指定いたしまして、そこで工場や大学等を新增設することを原則として禁じているものでございます。

本制度が創設されました当時は東京都区部への人口増加は著しく、他地域からの人口流入により年間 30 数万人の増加が見られ、市街地の膨張、居住環境の悪化など多くの大都市の弊害が深刻となっております。都市機能の混乱が看過できない状況となっております。このため、当時の人口増大の主たる要因となっております工場、そして大学等の新增設を制限する本制度が創設されたわけでございます。

昭和 47 年まで数次の法改正によりまして制限強化が行われ、既成市街地における産業及び人口の過度の集中状況や大都市の環境は、首都圏整備、環境、土地利用にかかわる諸施策の推進と相俟りまして、着実に改善してきたところでございます。

昭和 50 年代後半以降につきましては、産業構造や教育ニーズの変化等の社会経済情勢に対応した数次の制限緩和を行ってまいったところでございます。今回御議論をお願いいたしました趣旨は、これまでの制度見直しの経緯を踏まえつつ、制度創設から 40 年以上たちました今日における工業等制限制度の意義、あり方について、原点に立ち返っていただきまして基本的な御論議を賜りたいということでございます。

委員の皆様方の活発な御議論をお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

諮 問

杉岡分科会長 ただいまから議事に移らせていただきます。

初めに、ただいまの諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いします。

清水企画課長 お手元にお配りさせていただきました資料 2、その補足資料並びに資料 3 を私の方から読み上げさせていただきます。

資料 2、諮問文でございます。

国土審議会会長

秋 山 喜 久 殿

国土交通大臣

林 寛 子

首都圏及び近畿圏における工業（場）場等制限制度の今後の在り方について（諮問）

産業構造の変化、少子化の進行等の社会経済情勢の変化を踏まえた首都圏及び近畿圏における工業（場）等制限制度の今後の在り方について、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 18 条第 1 項及び近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項の規定

に基づき、国土審議会の意見を求めます。

次に、諮問の趣旨でございます。国土審議会の諮問についてということでございます。

1 番、諮問内容は省略いたします。

2 番、背景・趣旨でございます。

- (1) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和 34 年法律第 17 号）及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和 39 年法律第 144 号）（以下「制限法」という。）は、首都圏及び近畿圏の大都市中心部における産業及び人口の過度の集中を防止することを目的として、首都圏については首都圏整備法第 27 条に基づき昭和 34 年に、近畿圏については近畿圏整備法第 15 条に基づき昭和 39 年に制定され、数度の法律・政令の改正を経て今日に至っている。
- (2) 制限法は、一定規模以上の工場や大学等の新增設を制限するものであるが、法律制定から 40 年近く経った今日、製造業からサービス業への変遷、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢は著しく変化しており、工業（場）等制限制度は、産業及び人口の過度の集中を防止するという目的を達成する手段として、その有効性・合理性が薄れてきている。
- (3) また、総合規制改革会議の「重点 6 分野に関する中間とりまとめ」（平成 13 年 7 月 24 日）において制限法の見直しが提言されるとともに、工業（場）等制限区域を含む地方公共団体等からは、都市再生の観点から制限法を廃止すべきとの要望が提出されているところである。
- (4) このような背景の下、首都圏及び近畿圏における工業（場）等制限制度の今後の在り方について検討する必要があることから、今回諮問を行うこととしたものである。

続きまして、資料 3 でございます。

国土審議会首都圏整備分科会長

杉 岡 浩 殿

国土審議会近畿圏整備分科会長

新 宮 康 男 殿

国土審議会会長

秋 山 喜 久

平成 13 年 10 月 19 日付け国都企第 18 号にて国土交通大臣より当審議会に諮問のあった「首都圏及び近畿圏における工業（場）等制限制度の今後の在り方について」については、国土審議会運営規則（平成 13 年 3 月 15 日国土審議会決定）第 7 条第 1 項の規定に基づき、貴分科会に付託する。

以上でございます。

杉岡分科会長 ありがとうございました。

工業等制限制度をとりまく現状と課題について

杉岡分科会長 引き続きまして、資料4につきまして、事務局から説明をお願いします。
山本参事官 それでは、資料4に基づきまして御説明させていただきます。

資料4、「工業等制限制度をとりまく現状と課題について」という約20ページの資料と、参考資料という形で60ページぐらいのかなり分厚い資料がございます。参考資料の方は、どちらかといえば、資料4を説明する中で根拠となるバックデータみたいなものと、その前提となります大都市圏政策等々について整理したものでございますので、必要に応じ言及させていただこうと思っております。

それでは、資料4についての御説明でございます。

ページをめくっていただきまして、1ページとついております。まず、委員の先生方に、御存じかと思いますが、念のため工場等制限法の制定以降の経緯について御説明したいと思っております。

工場等制限法でございますが、昭和30年前半からの東京都区部及び大阪等、首都圏、近畿圏の中心部に急速な人口流入増というものがございました。首都圏については31年に首都圏整備法、近畿圏については37年に近畿圏整備法がつくられておるものでございますが、その整備法に基づきまして、それぞれ既成市街地ないしは既成都市区域の一部において、人口増大の原因になっている地域では工場及び大学について制限ができるということで、この法律が導入されたわけでございます。

現行の法律の内容でございますが、これは首都圏分科会でございますが、近畿圏の法律もあわせて、横にわかるように整理しております。

まず首都圏について、制限区域でございます。東京の特別区23区及び三鷹市の大部分、武蔵野市の全部、横浜市、川崎市の約半分、及び川口市の一部ということになっております。図で申し上げますと、3ページに全体の図が載っております。後で経緯のところでも申し上げますが、当初は東京23区及び三鷹市、武蔵野市でございました。

基準面積でございますが、工場については原則500平米以上のものについて許可制ということになっております。この原則というのを書きましたのは、都市にどうしても必要な牛乳製造業であるとかパン製造業といった例外業種もございまして、一部の業種においては500平米ではない1,000平米という例外基準もございまして、原則500平米でございます。なお、近畿圏については1,000平米ということになっております。

それから、なお書きで書きました大田区、横浜市等の中小企業集積地域の一部については1,500平米になっておりますが、これは平成9年にできました地域産業活性化法に基づく中小企業の集積を強化する地域ということで、法律によって例外が認められているものでございます。京浜地区について85業種、川口地区について71業種のものについては、基準が1,500平米ということになっております。

それから、大学及び高等専門学校でございますが、教室については1,500平米ということでございます。専修学校及び各種学校の教室については800平米ということでございます。

許可権者については都道府県知事ということになっておりまして、政令指定都市につ

いては市長に委任されております。ただし、床面積が3,000平米以上のものについては国土交通大臣の同意ということになっております。

2ページ目にまいりまして、許可の基準を工場と大学というふうにそれぞれ書いております。先ほど申し上げました工場でありますと原則500、大学で申しますと原則1,500以上のものについては、許可の申請があるわけでございますが、一定の場合は許可が認められるということでございます。首都圏と近畿圏それぞれ地域の事情によっていささか許可の要件は変わっておりますが、ここに書いてあるような要件を満たすものにつきましては許可されるということでございます。その下に参考までにということで、過去直近10年間、平成2年から11年度までの許可件数を挙げております。工場については27件、大学については9件ということでございます。昭和34年からの累計で、工場は397件、大学は18件と、415件の許可をしているところでございます。

3ページ目、4ページ目は制限区域の地図でございますので、これは省略させていただきます。

次は、5ページのところでございます。先ほど次官のごあいさつにもございましたように、過去の制度の変化を踏まえて議論していただきたいということでございます。先ほどは現状を御説明したわけでございますが、創設以来、これはどう変遷してきたかということをお説明したいと思っております。これも首都圏と近畿圏一緒に書いておりますので、その辺を注意しながら御説明していきたいと思っております。

最初に、昭和34年に首都圏の工場等制限法ができたわけでございます。この当時は新設のみでございました。基準の面積も1,600平米ということで、大学については2,000平米ということでございます。1,600平米というのは、中小企業でいうと100人程度の中小企業の平均的な作業所の面積ということでございます。ただ、34年に制限を始めたわけでございますが、人口、産業への集中はその後も続いている。後で人口の数字を見ていただくわけでございますが、37年には、新設だけではなくて増設も制限をするということと、基準の面積を、工場1,000平米、大学について1,500平米という形で基準を下げることによって制限を強化しているわけでございます。1,000平米というのは、60人程度の中小企業を念頭に置いていたわけでございます。

昭和37年に近畿圏整備法ができ、近畿圏整備法に基づいて、39年に首都圏と同様に近畿圏においても工場等制限法というものができたわけでございます。近畿圏においては、当時の首都圏のレベルということでございまして、当初から新增設を制限することになっておりました。基準の面積も、工場については1,000平米と1,500平米ということになっております。

この39年の当初、首都圏については東京の特別区23区と武蔵野市、三鷹市の一部ということであったわけでございますが、横浜市、川崎市、川口市が追加になっております。近畿圏については、この当時、新たにつくったわけでございますが、大阪市、京都市、神戸市を中心とした連なった市街地ということになっております。

その後、昭和47年でございますが、40年代に入りまして公害の問題が出てきたというのと、都市における中小企業の実態も1,000平米未満の中小企業が非常にふえてきたということで、職住混在の問題であるとか、交通混雑の問題が非常に厳しくなったわけでございます。この法目的に都市環境の改善整備を追加して、首都圏については500平

米という形で基準面積を下げております。大学についてはそういった問題がないということで、そのまま1,500米ということになっています。近畿圏については、首都圏ほどそういった状況でなかったものですから、1,000平米のままということになっております。

制限区域については、当初は工場専用の埋立地ということで、京浜の臨海部については制限区域から特別区の中でも外れておったわけでございますが、状況の変化にかんがみ、京浜臨海部を追加するというのをこのときにやっております。

ここまでがかなり規制を強化してきた歴史であったわけでございます。その後の経済の変化ということを考えますと、昭和48年に第1次石油ショックがあり、昭和53年の秋から第2次石油ショックがございました。その中で円高不況ということもいろいろ言われたりしたわけでございますが、昭和50年代の後半から、経済の活性化という観点から、中小企業の経営合理化や都市に必要ないろいろな機能を追加するために、規制緩和が行われております。ここに書いてあるのは代表的なものだけということで、58年から転換点があったという形で、58年は中小企業の経営合理化のための新增設について、許可基準の中に、そういった場合は許可してよいという基準を入れたわけでございます。

それから、平成10年については、先ほどの制限の除外業種から惣菜業、弁当製造業などを除くとともに、大きな改正として容器包装リサイクル法が7年にできたわけでございますので、容器包装リサイクルを推進するために、工場を新增設するようなケースについては許可基準の追加という形で入れられました。その他、「等」というのは、例えば中小企業の集積が非常に毀損するということで、中小企業の分業関係を維持するために新增設するというようなケースなども新たに許可基準に入りました。

平成11年に、非常に大きな政令改正を行ったわけでございますが、京浜臨海部、昭和47年に追加したわけでございますが、そもそもこれは工業用埋立地としてつくられたものでございます。約4,000ヘクタールあるわけでございますが、大田区、川崎市、横浜市の一部について、京浜臨海部を除きました。3ページで申しますと、凡例でいうと2番目の除外区域というのがございまして、大田区の臨海部、昭和島とか平和島とか、川崎、横浜にかけて除外地域が出ております。

それから、都市機能の充実ということで、産学連携等々の絡みから大学院を除外するというのをこのとき、やっております。

それから、冒頭申し上げました中小企業集積、地域中小企業の活性化のために、活性化法に基づいた地域に関しましては一定の工場の基準面積を引き上げるということで、先ほど申しましたように、500平米を1,500平米に引き上げるという改正を行い、時代の変化に伴う形で規制緩和ということで、この工場等制限法を対応してきたわけでございます。

次のページに行かせていただきます。6ページで、今回、原点に立ち返って基本的な御議論をお願いしたいということでございますが、この工場等制限法、産業と人口の既成市街地への集中の防止という観点から、工場と大学を規制するというところでございます。人口、工場、製造業の状況、大学の状況はどうなっているかという現状を整理したものでございます。

最初は、単純に人口の変化ということでございます。全国の人口は、昭和22年、戦

後7,200万人をボトムにして現在、1億2,692万人までなっております。これは一貫して増加しておるところでございます。首都圏、近畿圏という大きな枠組みの中でも同様でございます。昭和22年にそれぞれ1,736万、1,287万であったものが、平成12年には4,132万、2,354万ということまで、一貫して増加しております。

その中で規制地域はどうであったかということで、これは7ページでございます。既成市街地、近畿圏では既成都市区域という用語になっておりますが、それぞれ下の注といたしますか、下のところに書いてある都市でございますが、統計の制約上、制限区域を含む区市にありましては、一応全部人口を入れておりますので、実際の規制区域よりは少し多目になっていると考えていただければいいと思います。

いずれにしても、既成市街地につきましては、昭和25年、30年、35年、40年あたりを見ていただければわかるんですが、この辺の伸びが非常に大きい。この法律は昭和34年に制定したわけでございますが、現状と比べると、この人口増は非常に大きなものがあつた。先ほどもお話がありましたように、東京都区部の人口は年間30数万以上という形で、7割が社会増、流入人口でございました。

このとき言われていたのは、将来的に、この東京都区部は1,200万を超える状況になってしまうというのが、この法律の提案理由に、その前提としてあつたわけでございます。東京都区部、三鷹市、武蔵野市の人口は、昭和40年の916万人をピークにだんだん下がってきております。これは国勢調査ということで5年ごとにとっておりますが、平成7年から12年については都心居住ということで、マンションが非常に多くなったということで若干ふえておりますが、いずれにしても、トレンドとしては、昭和40年をベースにした形で減ってきております。

同じように、近畿圏についても既成都市区域については、昭和30年から35年、40年にかけての伸びは極めて大きかったということでございまして、大阪市、京都市、神戸市の三つの大きな都市をとりますと、ほぼ横ばいという形で人口が推移しております。

今回、工場等制限法で制限しております工業の実態がどうかということでございます。日本の全産業に占める工業の位置づけが制定当時と大きく変わっていると思っております。

最初に8ページでございます。上の方は事業所数、下の方は従業者数の産業別変化ということでございます。これを見ていただければわかるわけでございますが、赤でかいたところが製造業でございまして、昭和35年当時、事業所数でいいますと、約15%だったものが11%。これは事業所数の方でございますが、工場の従業者数ということで申し上げますと38.5%、約4割であったものが21.3%と、約半分になっておるわけでございます。

これに比べまして、サービス業。これは物販、卸、小売は除いておりますので、いわゆるサービス業でございまして、事業所数の方では22.2%が26.7%でございまして、従業者数を見ていただければ12.9%が25.4%と、人口ということからすれば、サービス業は就業者がほぼ倍になっておるということでございます。

次のページにまいりまして、全国の工業立地件数の推移というのを取っております。これは経済産業省工業立地動向調査ということで、昭和42年以降毎年やっているわけでございます。42年をベースにいたしまして、その後、景気変動の波があるものです

から、5年間の平均という形で取っております。

5年間の平均で取りますと、40年代はまだ4,000件という非常に大きな値であったのが、先ほど申しました48年、53年が第1次、第2次石油ショックでございますので、この辺はかなり落ち込んでおります。それから、いわゆるバブルというのは1985年、プラザ合意以降のことでございますので、80年代の後半からでございますので、そのところは非常に大きくなっているということでございます。バブルが弾けた後ということで、平成5年から9年については1,493、10年から12年、まだ3年しかないものですから3年の平均でございますが、1,091ということで、4分の1以下となっておりますが、単年度のピークで申し上げますと、昭和44年が5,853件、平成11年は974件でございますので、6分の1という数字になっております。

したがって、工場立地自身、一つは景気の要因があるわけでございますが、次に述べますように、80年代後半から企業活動のグローバル化という形で、海外へのシフトが非常に大きくなっております。首都圏で工場を制限した結果、従来であれば地方へという流れがあったわけですが、地方への流れもあるとともに、海外へという流れが非常に大きくなってきたということでございます。

10ページでございますが、昭和60年以降の海外生産比率の推移ということで取ります。日本の製造業全体で海外生産比率、生産額がどうなったかという形で、日本の製造業全体を分母としてやりますと、昭和60年の3%が14.1%になっております。この分母には全く海外との活動をやっていない企業の生産額も入っているわけでございますので、いささかでも海外活動をやっている企業ということで取りますと、8.7%が34.9%、要するに、海外で活動を行っている企業は、その活動の生産額の3分の2は国内、3分の1は海外で生産しているという実態になっております。

今後、どうなるかについては、日経新聞のこし7月のアンケート調査でございます。既に海外シフトを完了したところは6%ということでございますが、これから海外生産比率をふやす計画を持っている、もしくはこれからふやす方向で検討しているところが48%、約5割あるわけで、残りの43.6%が海外生産シフトの予定なしということでございますが、今後どういうふうになっていくのかという問題があるかと思えます。

今までは日本全体のことを申し上げたわけでございますが、制限区域を含む市区の製造業はどうなったかということでございます。首都圏の制限区域ということで取ってみました。上が事業所数、下が従業者数ということでございます。制限区域事業所数については、昭和44年の6万9,000事業所をピークに、約半分の3万5,000になっております。従業者数で取りますと、38年のところがピークでございますので、177万が66万ということで、約4割程度になっておるという形で、制限区域内の事業所、従業者はかなり大きく減ったということでございます。

それがどういうふうになったかというのと、次のページに、首都圏の中でも東京圏という形で既成市街地の受け皿として近郊整備地帯・都市開発区域というのがあるわけでございますので、そこを含む地域の製造業の事業所数のシェアはどうなったかということでございます。東京圏全体、関西圏全体と、下に定義を書いておりますが、ほぼ横ばいなし、微減という形になっているあるわけでございます。

東京圏、関西圏の中で、下の図を見ていただければわかるんですが、首都圏の制限区域、工場等制限法で制限しているところと、制限区域を除く東京圏と書いたところ、すなわち、近郊整備地帯や都市開発区域を持っている地域のシェアが 16.8%に対して、5.5%と大きく開いておったのが、だんだん縮まって、平成 7 年のときに逆転という現象が起こっております。近畿圏についても全く同様の現象が起こっておりますということでございます。

それを従業者数で見たのが次のページでございます。従業者数について見ますと、東京圏、関西圏の減少は事業所数に比べれば大きな減少になっておりますが、先ほど申しましたように、制限区域とそれ以外のところで分けた形で比較してみますと、首都圏でございますと、これは事業所数より早く昭和 55 年に逆転して、首都圏のコアである制限区域から外の近郊整備地帯・都市開発区域にかなり移転しているということが言えようかと思えます。近畿圏については、50 年、55 年、60 年ぐらい、ほぼ均衡しており、そこで逆転が起こっているということだと思っております。

以上が製造業関係でございます。

次に大学についてでございます。人口という意味で考えた場合、大学のベースになるのは 18 歳人口ということでございます。18 歳人口につきましては、ベビーブーム世代の波が大きく効いてきておりまして、第 1 次ピークの昭和 41 年、42 年、43 年ごろを見ていただければ、240 万前後の塊が一つございます。第 2 次ピークということで、平成 3 年、4 年、5 年あたりでございましょうか、200 万人という塊が一つございます。それをピークにいたしまして人口減という形で、平成 12 年については 151 万人ということでございまして、厚生省の人口の将来予測、これは中位ベースで見ても 21 年に 120 万ということになっております。

大学、短大進学率 18 歳の母数に進学率を掛けたものが実際の大学の毎年の入学者数ということになるわけでございます。これにつきましては、昭和 50 年代に 30%の後半になってからは少しずつ上がっていているということでございますが、平成 11 年、12 年は 49%で、これはほぼ横ばいないし微減の方向というようなことと云われております。

したがって、大学、短大入学者の数ということでございますが、平成 5 年の 81 万人をピークに現在 74 万人と、これは減少していく方向ということでございます。進学率がどれくらいになるかということでございますが、横ばいというふうに単純に考えますと、120 万まで人口は減少していますので、60 万となります。文部科学省の見通しも最大で 70 万という見通しが出ていと聞いております。

大学にかかる変化ということでございますが、昭和 30 年代は、大学は首都圏、近畿圏にしかなくて、地方に大学がなくて、地元へ進学しないで都会へ出ていくというパターンであったわけでございます。これは次のページでまた申し上げますけど、学生の地元大学への進学率が高まっております。ここで見ていただきたいの一番上の欄で、既成市街地等を含まない道県の高校生が同一道県内の大学へ進学したというのが、昭和 46 年の 24.3%が 34.6%ということで、10.3 ポイント地元指向が高まっているという数字があります。

ただ、これは同一県内で取っておりますので、例えば九州でございますと、九州大学

というのは九州の各県から来るわけでございます。ある意味では、地元指向というのはブロックレベルで見ると必要があるということで、次のところでブロックレベルで見ました。これを見てみますと、北海道に関しましては 43.9%が 71.9%と 28 ポイントも上がり、先ほど申しました九州・沖縄ということで取りますと、55.4%が 88.3%で 32.9 ポイント、九州については 10 人中 9 人が九州の人は九州の大学に行っているというのが今の実態になっております。

これに比べまして、既成市街地を含む、要するに、制限をされた都道府県内ということでございますと、先ほどの 10.3 ポイントということに対応する数字がマイナス 7.3 ポイントということになっており、地元比率が低くなっているということになります。

この場合、例えば東京の人が神奈川に行った場合も含むこととなりますので、東京、神奈川、埼玉という小さなブロックで取ってみますと、14.1 ポイントの減という形で、いずれにしろ、これは近畿圏も同様でございますが、都市においては地元ではなくて外に出ていく比率が高まったということになっておるわけでございます。

次のページで大学数の推移でございます。大学数の推移については、昭和 35 年から 5 年ごとに取りらせていただいております。昭和 35 年から平成になってから大学数は急速にふえております。これを見ていただければ、図に全国トータルの数字がなくて大変恐縮なんです、平成 2 年から 12 年の間に、この 10 年間に大学の数は 142 ふえた計算になります。そのうち、首都圏 3 都県、近畿圏 3 府県以外のところが 112 件ということでございまして、首都圏、近畿圏以外の地方に多くの大学ができた。

特に最近の傾向から申しますと、公設民営型という地元県と市が施設をつくり、民間の学校法人が運営するというスタイルのものが、この 10 年間で倍ぐらい、たしか 30 ぐらいだったのが 70 ぐらいになっていたんじゃないかと思いますが、そういった地元への貢献とか、地元への定着を目指した大学がふえたという形で、先ほどの地元指向といいますが、地元への進学率の上昇というのも背景に、こういったものがあるんじゃないかというふうに思っております。

次に、50 年以降の学生数の推移ということでございます。全国の学生数を一番上の棒グラフで示しております。その中で、上の首都圏で申しますと、東京都区部と近隣県 3 県という形で、周りの地域の推移でございますが、東京都区部がどんどんシェアが減って、近隣県 3 県の方にシフトしていっているという実態が見えると思います。全体として見れば、絶対数で言いますと、東京都区部につきまして 69 万 2,000 人だった大学生が 44 万 1,000 人になり、近隣 3 県の方が 13 万 5,000 が 44 万 8,000 人になるという状況でございます。

次に、18 ページにまいりまして、その結果として、首都圏、近畿圏それぞれ大学の数、学生数が全国的にどうなったかということでございますが、昭和 35 年以降、毎年一貫して減っております。35 年については首都圏の学校数のシェアが 27.2%、要するに、四つに一つは首都圏にあったわけです。学生数は 46.1%、要するに、日本の大学生の半分は首都圏の大学にいたというのが、それぞれ 7.9%、19.5%まで下がっているということでございます。全体として、大学をめぐる状況にも大きな変化があるといえようかと思っております。

こういった変化を踏まえまして、工場等制限法につきましては、19 ページに挙げま

したように、各界から意見が出ております。政府関係では総合規制改革会議、経済財政諮問会議で、それぞれ見直しというのが出ております。経済団体では経団連から廃止を含めたさらなる見直し、関経連の方は工場等制限法緩和ということでございます。地方公共団体といたしましては、東京は昨年までは緩和という要望であったわけですが、工場等制限法は既に所期の目的を達しておるということで、今年度、廃止という要望が初めて東京都から出てきております。大阪府については、従来より引き続き廃止ということでございます。それから、今回、初めてでございますが、近畿圏の制限区域を抱える府県市でございますが、6団体が共同要望という形で廃止という要望を出しております。

なお、印ということで、注書きで書きましたけれども、工場等制限法の緩和に対しまして、堅持を求める声というのは、これまでは近畿圏の周辺地域、首都圏の都市開発区域にもございましたが、これだけ状況が変わっておりますので、今後どういった形で地方公共団体の声が上がってくるかというのは、この審議会でも意見聴取りアンケートをやる予定でございます。

説明が若干長くなりましたが、以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

審 議

杉岡分科会長 ただいまから、諮問事項等について御審議をお願いいたしたいと思えます。御質問あるいは御意見がございましたら、お願いを申し上げます。

石川委員 今、いろいろとお話を聞きまして、制限の見直しということの必要性はわかりましたけれども、それはそれとして、例えば東京都の場合に、実際の社会的需要というのはかなりあるんですか。学校がどんどん都内へ入りたいとか、増設したいとか、工場が都心へ入りたいとか、現実に社会的需要はどうなんですか。

山本参事官 石川委員から、東京都においてそのような社会的需要があるのかということでございます。

11年の規制緩和ということで、地域産業集積活性化法絡みのもので緩和をしたり、大学院、京浜臨海部それぞれやったわけでございます。政令で緩和した結果としても、新設は多くございませんが、増設という形でかなりの数が出てきております。例えば京浜臨海部につきましては、新設が1件、増設が34件出てきております。

これからの中小企業の集積の強化ということを考えますと、こういった規制が緩和された場合には、いろんな新しい展開ができるのではないかと考えておりまして、需要は相当あるんじゃないかと私は思っております。

藤井委員 石川先生の関連になろうかと思うんですが、工業等の制限制度を取り巻く現状と課題ということで御説明ございましたけれども、工場と大学が一緒に法になっておる。私は、そもそもこれらを何で区別してなかったのかなと疑問を持つものであります。今、一緒になって私どもに提案がきている。

石川先生の話ではありますが、今回の諮問のメインは、工場なのか、大学なのか、その辺の理解がしにくいと私は思います。今の御説明を聞きますと、これまで34件は大

学の中で申し込みが出ているんだよと、しかし、1件だけしかなされなかったと。先ほど、お話を聞いていますと、415件は許可しているということでもあります。

これらはどういうことなのかなとちょっと疑問を持ちますので、2点ぐらいになるかと思いますが、工場と大学を一緒にした理由と、今の許可の関係、415件含めて、大学との関係を御説明ございましたけども、工場の関係どうなのか、ちょっと承りたいと思います。

山本参事官 まず第1点の工場と大学をどうして同じような形で規制しているのかということでございます。先ほど申しましたように、昭和34年、制定当時でございますが、東京都区部の人口が毎年30数万人ふえるというときに、社会増がその約7割と言われておりました。その中で、大学絡み、大学の入学ということで増加するのは2割もありまして、全体の占める割合が大学に関して極めて大きかったということで、当時、一番の原因となっておった工場及び大学を人口の集中の防止という形で制限をかけたということでございます。

2点目についてでございますが、藤井委員……。2点目について、はっきりと御質問の趣旨がわからなかったものですから、大変恐縮ですが……。

藤井委員 415件、先ほど許可をしたと。

山本参事官 これは34年からの累計でございます。

藤井委員 累計ね。その中で許可の関係は、しからば、それは工場のみですか。申請に対して……。

山本参事官 それは許可した件数でございます。

藤井委員 申請はどのぐらいですか。

山本参事官 申請が幾らあったかというのは国の方では必ずしも取ってないんです。これは許可した件数ということで、これは県が窓口になっておりますので、恐らく申請の段階で非常に難しいものについては取り下げなどがあったのではないかと思います。

国の方で承知しているのは、許可件数が昭和34年からの累計で415件ということでございます。

藤井委員 わかりました。

ついでで大変恐縮ですが、首都圏工業等の制限区域の中ありますね、地図であります。この中で工業団地等を造成した地域はあったのかどうか。住工混在を解消する意味、あるいは人口増加の中で工業団地を造成してきたところがあるかないか、この辺をお聞かせください。

山本参事官 完全にはつかまえ切れませんが、臨海部についての埋立地というのは当然、工場専用としてつくりましたので、そういったものについてはあったと思います。首都圏整備法体系の全体の中から言うと、工業団地というのは、まさに既成市街地を取り巻く近郊整備地帯、それから都市開発区域といったところにつくっておるわけでございますので、制限区域内では決して多くはないと思っております。

末松委員 うちの地元は多摩の小平という地域なんですけども、実は環境面から質問したいんですけどね。

制限区域でないんですね。うちの地域は制限区域じゃないからということもあるんでしょうけども、隣接しているんですけど、ここ20年から30年で緑が3分の2以上減少

しているんです。それから、廃棄物の処理ですか、ごみ処理についても目いっぱいになってきている。

そういうことで、この制限区域はそういうものがもっと厳しいという話になっているんですが、これをなくすと、さらに環境面から、工場が建てられるといった場合に、いろいろと環境面ですね、あるいは廃棄物の面で、また問題が起こってくるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどういうふうを考えておられますか。

山本参事官 お答えいたします。

今、委員から環境面への御心配という御質問があったわけでございます。環境面につきましては、当然のことながら、昭和 40 年代から公害対策、それから、特に平成になりましてからは環境基本法ができて、いわゆる環境基準が整備されそれまで以上に厳しくなっておりますし、地方公共団体でも環境条例という形で対応する形になってきております。

それで、今回の我々の諮問の趣旨でございますが、冒頭申し上げましたように、この法律自身は 30 年代の東京を中心とした首都圏、近畿圏の中心部の過度の産業、人口の過度集中を防止するために、財産権の自由を制限するという非常に強い規制をかけるということで、法目的と手段の均衡と申しますか、バランスと申しますか、そういう観点から、今言ったような方向の見直しをすべきではないかと考えておるわけでございます。環境絡みについては環境政策をきちんとやっていくという中で考えていくべき問題ではないかと思っております。

末松委員 もう一点だけ。環境については、ここじゃ審議なんかする必要ないよねと、そういうイメージですかね。要するに、大都市の環境そのものも考えながらやっていくのが都市づくりでしょう。だから、今の言い方からすると、うちはやってません、環境でやってくださいという話で本当にいいんですかね。

澤井都市・地域整備局長 特に 47 年の制度改正が都市環境の整備改善ということを追加したということもありまして、それはこの法律にとって非常に重要な目的でございますが、私どもがきょうデータをみる御説明したのは、既成市街地に対して、昭和 30 年代は、先ほど藤井先生がおっしゃったことについても繰り返になりますが、大学と工場が人口を集める二大要因だったと、それが立地することでどんどん集まって、まさに自由な経済行為を許可制で規制することによってしか防げないという状況があって、憲法的な議論も踏まえた上でできた法律だと承知しております。

その後、もちろん環境問題は非常に重要でございますので、この法律によって入り口でいろんなコントロールするということとあわせて、別途公害法体系が 40 年代に整備されてきて、立地する場合にもこうだよと、もう一つは都市計画法の方で用途地域をきちんと決めるということで、住宅地と工業用地を分けるというような土地利用上のいろんな区分もできてきたという、いろんなことをトータルで考えて今日に至ってきている。

今日どうかとなると、先ほどいろんなデータを御説明しましたがけれども、大学というと、少子・高齢化で長男長女時代になって親元を離れないということもあって、これは首都圏か地方かということではなくて、全国的な傾向として、子供は地元で大学に入り、我々の世代ですと、私なんかはむしろちょうどピークのころなんですけど、東京に大学で出てきたついでに東京にずうっと居ついてしまうという人間が多かったわけですが、

最近は地元、県内とは言いませんが、ブロック内で大学に入り、就職先を見つけて就職していくというパターンがふえてきたという大きな構造変化は出てきたので、もちろん環境は大事ですから、環境法制とか都市計画法制できっぱりやるということは大前提としまして、入り口で経済行為を許可制にかかわらしめるとい時代ではなくなったのかなという問題意識で御議論をお願いしているということでございます。

杉岡座長 よろしゅうございますか。

宮本委員 私は運輸省の出身ですけれども、たまたま昭和 41 年に近畿圏整備本部へ出向しておりまして、工場制限法の仕事をしておりまして。もう法律はできてまして、政令で線引きをしておりまして、いろんな陳情があつて苦労した思いがあります。

そこで、この資料には出てないことを御質問したいんですけども、当時、こういう大都市圏の整備をしているところでは、もちろん工場制限区域で工場の立地とか大学の設置を制限する一方、近郊整備地域とか都市開発区域へそういうものを立地してもらうということをねらつて、こういう制度をつくった記憶があるんです。

当時、同時に、新産とか、工特とか、そういう制度をつくってましたね。そういうところにいろんな集積をしてもらおうということをやっていたと思うんです。御説明はなかったけれども、そういう制度は現在どうなっておりますか。

山本参事官 御説明いたします。

具体的に新産・工特というお話がございましたけど、新産・工特制度は第一次全総のある意味では目玉的なものであったわけで、四大工業地帯以外に、地方にいろんな拠点をつくっていきこうという、拠点開発主義という形でやったものでございまして、この法律は平成 13 年 3 月末で廃止ということになっております。

ただ、これはかなりインフラ整備が入っておりますから、地方公共団体の皆さんがやりかけたものに関しては、このまま廃止ということでは大変ということで、激変緩和のための経過措置がついております。

宮本委員 受け皿の方は廃止されたということですね。

山本参事官 新産・工特については廃止されたということでございます。

林審議官 ちょっと補足をさせていただきます。

いわゆる重厚長大産業を移転するという受け皿での新産・工特は廃止をされたわけでございますけれども、そのほかの工場一般については現在、ほかの省庁においてでございますけれども、例えば工業再配置促進法という法律がございますし、それから、直接本件とは関係いたしませんけれども、いわゆる業務施設を東京以外に分散をしようというような考え方で、いわゆる多極分散法といった法律が現在、引き続き維持されておるという状況でございます。

クリスティーヌ委員 今、お話を伺つて私もやっと何となくイメージがわかってきたと思います。法律ができたときは、人口を都市の方にふやすために工業と大学と一緒につくられた部分があるわけです。

この中で新たにこれを改正したときに考えなければいけないと思うのは、大学のあり方とかも含めて、例えば地方からの生徒さんたちが少なくなって、地元で大学へ行く方が多くなってきたということがあります。これは本当に地元に行きたくて残っている方の調査なのか、それとも都心、東京や中央の方に来たくても来れないから地元に残って

いるのか、または医大とか難しい大学ですと、東京で、または都心で入れなかった子供たちが逆に地方の大学の方が入りやすいので地方に行ってしまうという、いろんな傾向ってあると思うのです。

これから人口を都心にもう一回集中させていくということの人工的なやり方というのはどうかと思うのですが、ハードな面での整備ということだけではなく、むしろソフトの部分の中で人口をふやす、または交流させるというやり方が逆にあるのではないかと私は思います。

大学のあり方はこれから変わっていくと思います。例えば国立大学でも大学院の大学に変わっていきこうとしているところもあれば、もっとオープンな形で、アメリカとかヨーロッパ式に、大学に行きたい子供たちがみんな入れるような形にしてあげると。入るためのハードルを高くするのではなく、むしろ施策として低くすることによって、もしかしたら定員オーバーになるかもしれないけれども、1年目の成績によってやめてもらう。そうすると、次に移らなければいけなくなってしまうわけですから、もうちょっと自分たちのレベルに合ったような大学に逆に入試するという、この動きを社会の中につくっていく仕組みをつくることによって、人工的な制度をつくって人口の動きをつくるのではなく、むしろそういう施策とか制度を逆に変えていくことによって動かしていくやり方も整備としてあるのではないかと思います。

例えばボストンとかオックスフォードや大学のあるスタンフォード周辺の地域を見ても、工業って余り周りにないわけです。あったとしてもインテリジェンス産業。ついこの間のアジア・ウィークを読みましたら、日本政府が3万人の外国人にビザを出すということになって、この5年間で3万人の外国人労働者で、頭脳労働者であればビザを簡単に許可すると。

なぜ外国から3万人もの人々を呼ばなければ日本のインテリジェンス産業が発展しないかという、結局は、今までの日本の教育の中でコンピュータのソフトやコンピュータ産業にかかわれない人材をつくってきたからです。

そういう意味での大学のあり方とか、教育の制度とか、そういうことも変えていくことによって、新たな形での人口の動きが変わってくることによって都市の整備とか地域の発展というのがあると思うのです。

ですから、ここで工業と大学をこういうふうにしていくとか、一つのハード面での施策というものに余りにもウェイトを置きすぎてしまうと、人間というのは、自分にとって可能性のあるところに動いていくわけですから、今ある大学は、例えば東工大みたいなところだと、周りにすばらしい住宅地ができていのに、東工大の中にある緑を自分たちのものとして共有できない、または工業団地の中でも緑の多い工場もあるわけなんです。なのに、そこにアクセスができない。

この壁のところをどう取り払っていくかということの一つの考え方として持ちながら、人々がもっと流通しやすいような形でのソフト面での改善というものも一緒に含んで考えれば、もともとの法律ができてきた人々を都会の方に引き寄せようとしている一つの施策と似たような意味合いも持つのではないかという感じがするのです。

澤井都市・地域整備局長 大変参考になる御意見だと思います。

もともとの制度ができたときには、恐らく工場と大学とそれぞれ関係あるという意

識は余りなくて、その二つが二大人口集中要因であるということでピックアップしたものだ」と理解しております。これからは産学連携ということもあって、大学と新産業との連携が逆にいろんなところで展開していくのかなというふうに思っているということが一つ。

それから、大学の緑、工場の緑というお話がありました。扇大臣の御趣旨も踏まえて、文科省と、大学と連携したまちづくりというようなことで、大学のオープンスペースとしての機能を町の方にも効果を及ぼす、逆にそれによって大学もよくなるということをやっていききたいということを今、お話を伺いながら申し上げたいなと思ったのが一つ。

学生の流動というのは本当に教育政策そのものだと思いますが、おっしゃるようなことで、もっと弾力的に人材が育っていくような仕組みもあり得るなという気もしますので、本件も文科省と基本的に連携を取ってやっていききたいと思っていますので、今のお話も文科省といろいろと議論をしてみたいと思っています。

杉岡分科会長 ほかに御意見は……。

黒川委員 きょうの御説明で、工業等制限制度……。実際問題として、重厚長大産業という意味での臨海部の展開や何かが実際、京浜臨海、京葉臨海でも企業側が体質を改善してきているという意味では、こういう制限をしない方がいいんじゃないかというふうに思います。

それから、大学の方も、クリスティーヌさんが言ったように、私はもともと東工大にいましたけれども、大学の方でも、今の少子化になってきて学生が確保できないという問題が物すごく深刻になってきているわけですね。

今、大学側が何をねらっているかということ、社会人教育あるいは生涯学習ということ、を少しやろうと。そのマーケットはどこにあるかということ、働いている人のところにそういうものを開設したい。例えば東京でも八王子にやっていますが、社会人教育しようすると、八王子に働いている人よりは都心に働いている人の方が圧倒的に多いわけですから、都心にマーケットをつくりたい。

埼玉大は東京にランチをあける。慶應大学も同じようなことをやるということで、みんな都心にマーケットを求めてきているわけです。そういう意味では、こういう制限を取り払った方が……。より大学の社会的貢献をするのにも、こういう制限法はない方がいいと私は思います。

ただ、もう一つ忘れてならないのは、首都圏整備計画という段階でいくと、日本の2次産業を本当に首都圏の中に残していかなくていいんだろうか。例えば川崎とか大田区にある中小企業は、大企業を支える試作産業として非常に優秀な労働あるいは技術を持っている人たちがいるわけです。そういう人たちが生き残るような方策、あるいはそれが残っていないと日本国がまずくなるというような意味で、この工業制限を取り払うだけでいいのか。もう少し促進、育成するような施策なり場をつくるのが首都圏整備計画の中で必要ではないかということ、をさらに敷衍して考えるべきではないかと思います。

もう一つは、さっきクリスティーヌさんも言ったんですが、既成市街地であいてくるであろう臨海部について、本当はどういうふうに使ったらいいだろうかということ、都市再生の方でいわゆる廃棄物等と見られているものを、いわゆる静脈産業という形で事業化して、その立地場所として、この臨海部を使うということを考えているわけです。

もう一つは、今まで海辺に県民、都民がアクセスできなかったところをどこかにつくるといふこともそうですし、さっき末松委員が言ったように、多摩で緑がなくなってきたということに対して、今度、臨海部で少し緑をふやして、その補完をさせるようなことをするといふようなことも首都圏整備の計画の中では少し考えなければいけないんじゃないかと思つて、私、この制度そのものをやめることは賛成ですが、それだけでなく、さらに追加して何かの施策を考える必要があるのではないかといふふうにちょっと言葉を足しておきたいと思つます。

それから、クリスティーヌさんと私、意見が違うのは、学生をいっぱい入れやすくするのは大賛成なんです、途中で落としていいという権利を大学の教官側にほしいんです。でないと、一回入っちゃうと、出さないと先生が悪いみたいなことになるんです。

例えばアメリカでMITへ行ったら、入っても半分出ればいい、あるいは1割しか出なかつたっていい、そういう教育が許されているんですが、ここでは入れると出さないで親から物すごい勢いで怒られる。それをバックアップする社会的な状況があるといふことは、単に入れやすいようにすると非常に質の悪い学生を出しちゃうといふ問題の方がよっぽどまずいんじゃないか。

そういう意味では、物すごくレベルの高い学生を出すところと、そうじゃなくて一般教養的に出すところと、もしかしたら分けなきゃいけないかもしれないと思つています。ちょっと余計なことを言いました。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。今、首都圏整備計画論が出ました。

林審議官 ただいまは、首都圏計画の中でもっと都市内に産業が残るように、活力がわくように、そういったことで考えるべきではないかといふ御指摘でございます。

我々も現在、首都圏整備計画、つい先ほど杉岡分科会長におまとめをいただいたんでございますけれども、現在の首都圏は、今回議論していただいておりますように、人口の集中といふのは40年前と比べると相当緩和をしているわけでございますけれども、ストックで見ますと、通勤混雑の問題でございますとか、住宅の問題でございますとか、また渋滞の問題いろいろ、率直に言つて、東京として国際的に十分魅力を持つておるかといふことについては、残念ながら、心許ない面があるわけでございます。そういった意味で現在、大都市のリノベーションを進めるとともに、さらには分散型ネットワーク構造と申しまして、周辺の業務核都市の整備とも一体的に都市空間の再編を進めていこうと、こういった全体の考え方をとつておるわけでございます。

その中で工業機能でございますが、首都圏の計画の中にも、既成市街地における工業機能の再編整備を推進するとともに、周辺との連携も図っていくといふことで位置づけておりまして、我々としても大都市のリノベーションの一環として、現在ある工業の集積といったものは日本の活力のためにも残っていただくことが大変いいんじゃないかといふ考え方は持つております。

結果としまして、今回の工業等制限法、最近、この緩和を行いました、この政令改正において臨海部に一部、それから、集積地において一部、増設が行われましたけれども、仮にこういった制度が廃止されるということになりますと、そういった面で効果が出てくると、産業の活力を維持していくといふ面で効果が出てくると考えております。杉岡分科会長 ほかに何かございますか。

石川委員 質問じゃありません。むしろ国土交通省激励でございます。

黒川委員がおっしゃったように、この内容については別に異議はないんですけれども、何となく、これはこれだけでいいのかなという感じがするんですよ、どうしても。

国土交通省というのはいい名前をつけたなと思っているんです。狭い日本の国土をどうやったら効率的に、しかも正しく国土利用するかというのは交通との絡みがあるわけですね。ですから、国土交通省というのはいい名前をつけたなと思うんですが、果たして実態が伴わないんじゃないかなと。

緩和の説明を聞いていても、かつてバブル時代には、ドンドン大学はみんな都心からはみ出しちゃった。先ほど八王子の名前が出ましたけれども、八王子に幾つ大学があると思いますか、皆さん。13 ぐらいあるんじゃないですか。もっとあるのかな。（「40 ……」の声あり）大学だけです。

一つの市の中に、2 けたも大学が入っちゃっていいのかというんですね。市長に「大学が来て随分メリットがあるだろう」と聞いたら、「とんでもない」と言うんだね。

「どうしてか」と言ったら、「大学が来ないで、違う住宅なり工場が来れば固定資産税が入る。学校じゃ、一銭にもならねえ」と言う。「学生がいっぱい来ちゃって、し尿がふえるは、ごみはふえるは、買い物はというと、みんな新宿の方へ行っちゃう」というんだね。「こんなものが来たって、全くしょうがないな」と言ってましたけど、事ほど次第。

そのとき国土庁というのがあったんだけど、国土の庁というのがあるんだから、国の土地利用というものに対して、規制緩和の時代だけ、規制が必要なものは規制をきちっとやると、これがなければだめですよ。だから、この内容について、私は必ずしも異議はありませんけれども、何となくこれでいいのかなと。何となく、ちっとも痛くもかゆくないような感じがするんですね。だから、これでいいのかなと。

また、逆にみると、大学の数が減ったというけど、この 23 区の上をヘリコプターで飛んでごらんさいよ。ぎっちりうちが重なっちゃって、万が一の災害でもあったらどうするんだろうと、そんな危険さえも感じる。

そんな中で、せっかく大学がよそへ行ったら、大学はローカルの緑の中で大いに人間形成のために教育の使命を達してもらった方がいいんじゃないかなという気もする。しかし、それはよくわかりませんが、いずれにしても、何となく私は満ち足りない気持ちがあることを申し上げて、これからも国土交通省は大いにしっかり頑張ってもらいたいと思います。

藤井委員 石川先生からは国土交通省の関係をとらえてお話がありましたけれども、私は逆に環境の面から、先ほど末松委員からもございましたけれども、どうか。

石井委員 それもひっくるめて。

藤井委員 現在、景気低迷の中で中小企業の方々が憂えているのは承知のとおりであります。そういった中で、住工混在を解消するために、この法が適用されて一定程度の効果があって規制がなされてきたものかなと思っているんです。

そこへいきまして非常に心配をいたすのは、環境の面から。公害の問題、先ほど答弁やりましたけれども、別段ないだろうということですが、環境の面からいきますと、かなり阻害され、またいろんな大きな問題が出てくるのかなと、私は非常にこれらを心配

をきわめますので、この辺、国土交通省と環境省から見た面、これを縦割行政でいくと大変なことの弊害になりますから、やはり横の連絡をきちっとやっていただかないといかんかと、私はこんな気がします。

杉岡分科会長 石川委員と藤井委員の御意見に対していかがでしょうか。

澤井都市・地域整備局長 御指摘を重く受けとめて、これからもやってまいりたいと思いますが、都市について言いますと、現在、大都市の既成市街地がある意味で、最近よく言う言い方で言いますと、20世紀の負の遺産、先ほども出てましたけど、交通渋滞ですとか、防災上危険な市街地がたくさんあるとか、そういったことも踏まえて、そういった負の遺産を解消して21世紀の国際競争力の高い新しい都市をつくっていくと、その中には当然、環境と共生といいですか、調和といいですか、そういう観点も入ると思います。そういう政策は一方で一生懸命やらないといかんと思っていますし、その過程で環境省初め関係省庁ともしっかり連携を取りたいと思っています。

それから、地方について言えば、先ほど新産・工特の廃止の話が出ましたけれども、その過程の国会審議も踏まえまして、今後の地方産業振興をどうすべきかということは国土交通省といたしましても今、勉強をさらに続けているところでございます。そういったあたりを全部踏まえまして、御指摘を踏まえてやっていきたいと思いますので、また御指導賜りたいと思います。

杉岡分科会長 地方公共団体から何か御意見ございますでしょうか。

小寺（代理：嶋） 今後の審議で地方公共団体の意見を聞いていただく機会を考えていただいているということなのですが、工業等制限法の関係ですと、制限区域の地方公共団体と、その外の団体ですと、受け取り方も当然違ってまいりますので、そういった関係で、なるべく広く意見を聞いていただきながら検討していただければと考えております。

清水企画課長 その件につきましては、きょうの議題の中で最後に出てまいります。その場でまた御説明したいと思います。

杉岡分科会長 何か今の諮問事項につきまして……。大体いろんな御意見が出てまいりました。それでは、次の議題に移りたいと思います。

今後の審議の進め方について

杉岡分科会長 ただいま群馬県からもそういう意見が出ましたが、今後の審議の進め方について、事務局から御説明をお願いします。

清水企画課長 今後の審議の進め方につきまして説明させていただきます。次回の分科会、すなわち第3回分科会でございますが、ここでは工業等制限制度に関係する地方公共団体からの意見の聴取、それから工場立地や大学立地の観点からの専門家ヒアリングを実施したいと考えておまして、11月9日金曜日15時から、本日と同じこの会場を予定しております。

地方公共団体からのヒアリングにつきましては、制限区域を含む都州市と周辺地域の都州市からそれぞれ1都州市ずつ分科会の場で御意見を伺うということといたしまして、その他の首都圏の都州市からは、もし御意見がございましたら、分科会に資料として御

提出いただくというふうにしたいと考えております。

また、ヒアリングをお願いする地方公共団体、それから専門家の方につきましては、事務局において調整をさせていただきまして、杉岡分科会長と御相談の上、決めさせていただければと考えております。

さらに、次々回の分科会につきましては、本日の分科会の皆様方の御意見と、次回の地方公共団体・専門家ヒアリング等を踏まえまして、分科会としての取りまとめの方向について御審議いただくため、11月の下旬から12月の間を目途に開催したいと考えております。

事務局からは以上でございます。

杉岡分科会長 ただいま今後の審議の進め方について事務局から説明がありました。要約しますと、次の分科会で公共団体及び専門家の御意見をお伺いし、2番目はヒアリングをする対象の人ですが、それにつきましては分科会長に御一任していただいでよろしゅうございますでしょうか。

3番目は、次々回、まとめの分科会ですが、これを11月後半から12月にかけて開くということによろしゅうございますでしょうかという点でございます。

これについては何か御意見ございますでしょうか。

宮本委員 議事の進め方はそれでいいと思いますけれども、きょう先生方からいろいろ御意見があったように、単に法律的な制度を廃止するかどうかという議論だけではなくて、東京問題なり大都市の問題は解決しているわけありませんから、そういう問題に対して国土交通省なり政府としてどう対応していくのか、そういうポジティブな面もあわせて議論して、その上で、この制度はおおむね目的を達したとか、規制するのは時代の要請にあわないとか、そういうことで廃止することも結構じゃないかと思います。そういう議論もどこかでする必要があるんじゃないかならうかと思います。

杉岡分科会長 今、宮本委員から貴重な御意見がございました。そういった意見を含めまして、ただいま事務局から説明がありました方向によりまして、今後の審議を進めていきたいと思っております。

本日予定いたしました議事につきましては以上で終了いたしました。この際、何か御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

末松委員 簡単な質問ですけれども、事務局に聞きたいんですが、次の通常国会にこの法案を出すということですか。法案というか、廃止を出すということですか。そういうわけじゃないんですか。

澤井都市・地域整備局長 諮問は、あり方について基本的に見直していただきたいということですが、私ども、先ほど御説明申し上げましたように、基本的なああいう認識を持っておりまして、審議会の御議論いかんではございますけれども、基本的に時代は変わったのでという方向での答申をいただければ、おっしゃるような法案を出したいということを事務的には考えております。

ただ、まずは審議会の御議論をいただきたいということでございます。

杉岡分科会長 ただいま澤井局長からお話がありましたとおりでございます。

閉 会

杉岡分科会長 御意見も出尽くしたようでございます。本日の分科会はこれで終了させていただきます。

きょうは長時間、ありがとうございました。